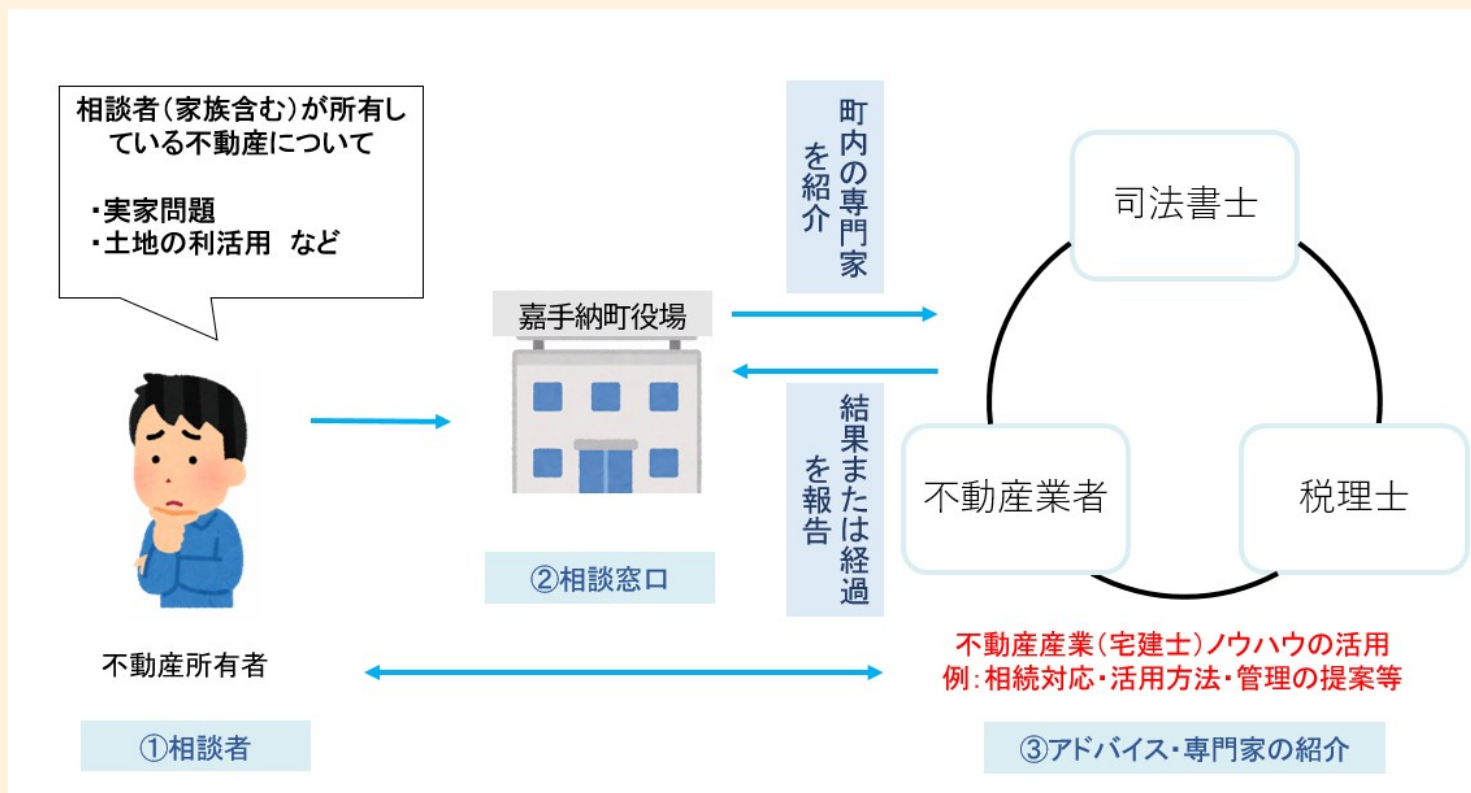


嘉手納町の土地・建物の所有者さまへ

住宅に関することで お困りはありませんか？

嘉手納町では、住宅や不動産などの住まいに関する
相談窓口を始めました。



住宅に関する
補助金

建物の解体

不動産の相続

住宅のリフォー
ム

不動産の利活用
について

住まいに関する
ご相談に対応します。

嘉手納町住まいるコンシェルジュ

嘉手納町住まいるコンシェルジュ

検索

-----お申込みについて-----

オンラインフォームからご相談受付します。
相談内容や希望日等をお知らせください。

ご相談方法

ご相談は予約制になります。(30分)
相談対応時間 10:00-16:00 ※12:00-13:00は除
く

住まいるコンシェルジュ
相談予約



嘉手納町住まいるコンシェルジュ事業（嘉手納町企画財政課）
TEL：098-956-1111（内線 244・243）